

(3)被災自動車を買換えた場合

令和6年能登半島地震における自動車税の減免制度について

被災した自動車を買換えた場合に、被災自動車に課税された令和5年度自動車税(種別割)と代替自動車を取得した際に申告納付した自動車税(環境性能割)または軽自動車税(環境性能割)について、被災自動車の残存価格等に応じて一部減免する制度です。減免を受けるためには申請が必要です。

1. 手続きに必要なもの及び申請期限

区 分	被災自動車の種別割 (令和5年度)		代替自動車の環境性能割	
要件および軽減される割合	被災自動車の残存価格(※1)が5万円未満	減免なし	納税義務者 用途 [自家用・営業用の別 が被災自動車と同一であり、被災した日から1年以内に取得するもの	被災自動車の残存価格(※1)に代替自動車の環境性能割の税率を乗じた額 ※代替自動車を取得した時の環境性能割額を限度とする
	被災自動車の残存価格(※1)が5万円以上25万円未満	1/4		
	被災自動車の残存価格(※1)が25万円以上	1/2		
減免の対象となる税額	被災した月(1月)までの <u>月割税額(10か月分)</u> ※取得の際に課税されなかった車については、減免額はありませ		代替自動車を取得した際に、 申告納付した環境性能割額	
申請に必要な物	①申請書(災害関係)第66号の2様式、第68号様式 ②車の被災証明書またはそれに類するもの(被災者届出証明交付証明書等)の原本(※2) ③被災自動車の損壊状況が分かる写真(※3) ④被災自動車の登録識別情報等通知書の写し ⑤代替自動車の車検証の写し ⑥代替自動車の売買契約書または注文書の写し ⑦(自動車税を月割に減額する)申立書(※4) ⑧還付金振込口座申出書(口座振込による還付を希望する場合)※本人名義の口座に限ります			
申請期限	令和7年3月31日			

※1 残存価格については、県税務課または県税事務所にお問い合わせください。

※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。証明を受けることが難しい場合は、本人による申立で代用できます。

※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

既に解体済みであるなど、提出できない場合はその旨を申請書の余白に記載することで省略可能です。

※4 令和6年1月31日までに抹消登録が完了している場合は不要です。

2. お問い合わせ先・提出先 ※県総合(県税)事務所は提出のみ

名 称	所 在 地	連 絡 先
石川県総務部税務課自動車税グループ	920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1273
石川県小松県税事務所 納税課 ※	923-8515 小松市園町ハ108番地1	0761-23-1713
石川県金沢県税事務所 納税課 ※	920-8585 金沢市幸町12番1号	076-263-8836
石川県中能登総合事務所 税務課 ※	926-0852 七尾市小島町二部33	0767-52-6112
石川県奥能登総合事務所 納税課 ※	929-2392 輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2304

■減免額の計算方法(参考)

被災自動車：種別割34,500円 残存価格20万円
代替自動車：環境性能割額 45,000円(税率3%) の場合

種別割

被災した月までの月数(4~1月)=10カ月

$$\begin{array}{ccccccc} 34,500\text{円} & \times & 10/12 & = & 28,700\text{円} & (\text{100円未満切り捨て}) \\ \uparrow & & \uparrow & & \uparrow & \\ \text{年税額} & & \text{課税月数} & & \text{減免の対象となる税額(月割税額)} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} 28,700\text{円} & \times & 1/4 & = & \underline{7,200\text{円}} \\ \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\ \text{月割税額} & & \text{軽減割合} & & \text{減免額(100円未満の端数切り上げ)} \end{array}$$

環境性能割

$$\begin{array}{ccccccc} 200,000\text{円} & \times & 3\% & = & \underline{6,000\text{円}} & (\text{100円未満切上げ}) & \leq & 45,000\text{円} \\ \uparrow & & \uparrow & & \uparrow & & & \uparrow \\ \text{被災車の残存価格} & & \text{代替車の税率} & & \text{減免額} & & & \text{代替車の環境性能割額※} \end{array}$$

※減免額は代替車に課税された環境性能割額を限度とする

合計の減免額

$$7,200\text{円} + 6,000 = \underline{13,200\text{円}}$$

※別途、被災した月の翌月から3月までの種別割2か月分(5,800円)を還付。
(年税額(34,500円)から月割税額(28,700円)を差し引きした額)